

市川市都市公園条例に基づく
大柏川第一調節池緑地の利用の禁止及び制限等について

大柏川流域の水辺の自然環境の復元を図る自然環境創造型の施設とするという本緑地の開設の趣旨から、市川市都市公園条例（以下「条例」）に規定されるもののほか、大柏川第一調節池緑地の利用の禁止及び制限を以下のとおり行う。

1. 公園内には多くの棚池が存し、夜間の利用が危険であることから、条例第5条の規定に基づき、以下の公園の利用を禁止する。ただし、様式1の利用申請書を用いて利用の申請を行い、様式2の利用確認書の交付を受けた場合を除く。なお、利用確認書の交付ができない場合は、様式5を以って、利用確認書を交付しない旨の通知を行うこととする。
 - (1)公園の全域について、夏季（3月～10月）の間、午前0時から午前9時30分までと、午後5時から午後12時まで
 - (2)公園の全域について、冬季（11月～2月）の間、午前0時から午前9時30分までと、午後4時から午後12時まで
2. 公園内には多くの棚池が存し、管理人が不在の場合は利用が危険であることから、条例第5条の規定に基づき、以下の公園の利用を禁止する。
 - (1)公園の全域について、年始（1月1日から1月3日まで）及び年末（12月29日から12月31日まで）
3. 本公園の開設の趣旨から、特に生物の生息生育環境を保全する上でやむを得ないことから、条例第5条の規定に基づき、以下の各号のとおり公園の利用を制限する。ただし、様式1の利用申請書を用いて利用の申請を行い、様式2の利用確認書の交付を受けた場合を除く。なお、利用確認書の交付ができない場合は、様式5を以って、利用確認書を交付できない旨の通知を行うこととする。
 - (1)生息環境整備ゾーンに立ち入ることを禁止する。
 - (2)棚池区域において、身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第45号）第2条に定義される身体障害者補助犬を除く動植物の持ち込み・放置を行うことを禁止する。
 - (3)棚池区域において、火気を使用することを禁止する。
 - (4)棚池区域において、動物に給餌することを禁止する。
 - (5)棚池区域において原動機の付いた機器を使用することを禁止する。
 - (6)各水面にボート・水上バイク及びこれらに類するもの進入させることを禁止する。
 - (7)棚池区域に15名を超える団体で立ち入ることを禁止する。
 - (8)棚池区域において、スポーツをすることを禁止する。
4. 打上花火、たき火その他これに類する行為は条例第4条第1項第1号及び第8号に該当する行為として取り扱う。
5. はり紙もしくは立札または広告を表示する行為は、条例第4条第1項第9号に該当する行為として取り扱う。

6. 条例第2条第1項の各号に掲げる行為以外の行為であっても、大柏川ビジターセンターについての市川市民の円滑な利用上やむを得ないことから、条例第5条の規定に基づき、以下のとおり公園の利用を制限する。
 - (1) 個人並びに市内在住者または在勤者・在学者が所属しない団体が専用として、多目的集会室を利用することを禁止する。ただし、以下の場合はこの限りではない。
 - イ. 公的機関
 - ロ. 市川市または公的機関が共催・後援等を行う行事で利用される場合で、それを主催する団体（市川市の関係課または公的機関を経由して申請される場合に限る）
 - (2) 多目的集会室を以下の時間単位以外の単位で専用使用することを禁止する。ただし、午前貸出と午後貸出を連続する場合は正午から午後1時までの間も専用使用を行っているものとして取り扱う。
 - イ. 夏季（3月から10月）
 - 午前貸出：午前9時30分から正午まで
 - 午後貸出：午後1時から午後5時まで
 - ロ. 冬季（11月から2月）
 - 午前貸出：午前9時30分から正午まで
 - 午後貸出：午後1時から午後4時まで
 - (3) 多目的集会室を、様式3を用いないで申請し、または、それに対する様式4の利用確認書の交付を受けないで専用使用することを禁止する。なお、利用確認書の交付ができない場合は、様式5を以って、利用確認書を交付できない旨の通知を行うこととする。
7. 公園管理上やむを得ないことから、条例第5条の規定に基づき、管理者が勤務している時間以外の大柏川ビジターセンターの屋内施設の利用を禁止する。
8. 公園管理上やむを得ないことから、条例第5条の規定に基づき、公園管理のための施設である以下の各号の施設を許可なく一般利用者が利用することを禁止する。
 - (1) 大柏川ビジターセンター内事務室
 - (2) 大柏川ビジターセンター内シャワー室及び脱衣室
 - (3) 大柏川ビジターセンター内収納庫
 - (4) 業務用駐車場
 - (5) 千葉県水防倉庫（市川市使用部分に限る）
9. 条例第5条の規定に基づき、公園の一部もしくは全域が浸水する恐れのあるときは、公園全域の利用を禁止する。
10. 以下の各号の行為は条例第4条第1項第8号に該当する行為として取り扱い、当該自動車等の公園の利用を禁止する。
 - (1) 発火性又は引火性を有する物品その他危険な物品が積載されている自動車等を公園内に進入させ、または駐車する行為

(2) 駐車場の施設、設備等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがある自動車等を公園内に進入させ、または駐車する行為

【改正の経緯】

- ・平成19年6月29日当初決定市川第20070626-0156号
- ・平成19年7月13日一部改正市川第20070710-0177号
- ・平成20年6月12日一部改正市川第20080605-0140号
- ・平成30年7月18日一部改正平成30年7月18日施行市川第20180713-0227号

様式 1

大柏川第一調節池緑地利用申請書

令和 年 月 日

市 川 市 長

申請者 住 所

氏 名（団体名及び代表者氏名）

電 話 （ ）

次のとおり大柏川第一調節池緑地を利用したいので審査願います。

利用の区域	
利用の内容	
利用の目的	
利用の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
利用に当たってとる安全対策及び部外者の進入防止対策	
利用に当たってとる、生物の生息生育環境への影響を回避する対策	
利用予定人数	名
備考	

※ 追加資料を求める場合があります。

※ 大柏川ビクターセンターへの閉園時間中の立入りはできません。

※ 市川市都市公園条例第2条の許可に係る申請には使えません。

※ 市から「利用確認書」の発行を受けた後、ご利用可能となります。

大柏川第一調節池緑地利用確認書

市川第

号

住 所

氏 名（団体名及び代表者氏名）

様

市川市長

（公印省略）

令和 年 月 日付で申請のあった大柏川第一調節池緑地の利用については次のとおり実施してください。

利用の区域	
利用の内容	
利用の目的	
利用の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
利用に当たってとる安全対策及び部外者の進入防止対策	
利用に当たってとる、生物の生息生育環境への影響を回避する対策	
利用予定人数	名
付帯条件	①利用時にはこの確認書を必ず携帯し、職員の求めがあった場合は提示して下さい。 ②洪水が予想されるなどやむを得ない事情により、利用中止を指示した場合はそれに従ってください。

様式 3

大柏川ビジターセンター多目的集会室利用申請書

令和 年 月 日

市川市長

申請者 住所

団体名

代表者氏名

電話 ()

次のとおり大柏川ビジターセンター多目的集会室を利用したいので申請します。

利用の内容	
利用の目的	
利用の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日 ・午前貸出 ・午後貸出
利用者の区分	1 市内在住者または在勤者・在学者が所属する団体 2 公的機関 () 3 市川市または公的機関が共催・後援等を行う行事で利用される場合で、それを主催する団体 (市川市の関係課または公的機関を経由して申請される場合に限る)
利用予定人数	名
備考	

※ 「利用者の区分」については、該当するものに丸印を記載して下さい。いずれにも該当しない場合は、専用使用することはできません。

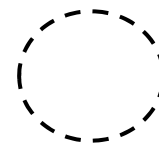
※ 大柏川ビジターセンター内施設の貸出区分は午前貸出が午前 9 時 30 分から正午、午後貸出が午後 1 時から午後 5 時 (3~10 月) または午後 4 時 (11~2 月) となります。

※ 市川市都市公園条例第 2 条の許可に係る申請には使えません。

※ 閉園時間中の立入りはできません。

大柏川ビジターセンター多目的集会室利用確認書
市川第

号

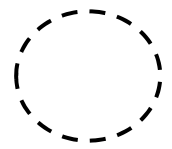
住 所
団体名
代表者

様

市川市長
(公印省略)

令和 年 月 日付で申請のあった大柏川ビジターセンター多目的集会室の利用については次のとおり実施してください。

利用の内容	
利用の目的	
利用の期間	
利用予定人数	名
付帯条件	<p>① 利用時にはこの確認書を必ず携帯し、職員の求めがあった場合は提示して下さい。</p> <p>② 洪水が予想されるなどやむを得ない事情により、利用中止を指示した場合はそれに従ってください。</p>



利用確認書を交付できない旨の通知
市川第

号

住 所

様

市川市長

(公印省略)

令和 年 月 日付で申請のあった { 大柏川第一調節池緑地
大柏川ビジターセンター多目的集会室 }

の利用については、下記の理由により利用確認書を交付できませんので通知します(該当項目を丸印で示しています)。

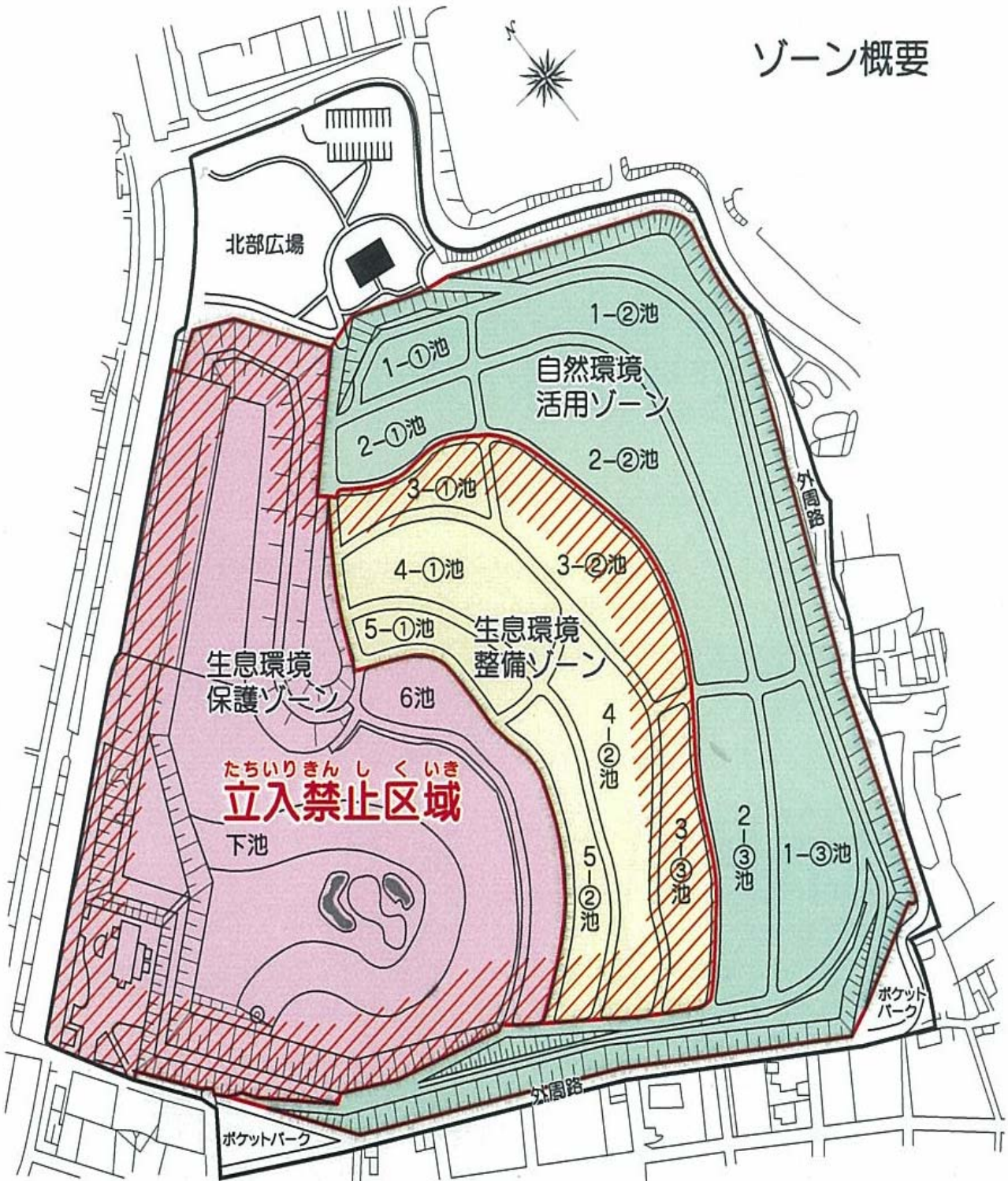
記

1. 申請にあった安全対策では、十分な安全が確保されるとは判断できないため。
2. 申請にあった部外者の進入防止対策では、十分に部外者の進入防止が図られるとは判断できないため。
3. 申請にあった生物の生息生育環境への影響を回避する対策では、生物の生息生育環境に与える影響が軽微なものにとどまるとは判断できないため。
4. その他



大柏川第一調節池緑地ゾーン図

棚池区域は都市公園区域内においては、下図の自然環境活用ゾーン（緑色着色部）並びに生息環境整備ゾーン（黄色着色部）を合わせた区域とする。



(都市公園区域は上図黒線内で、生息環境保護ゾーン（赤色着色部）を除く区域)